

令和元年台風第19号及び同年台風第21号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令
(令和2年1月7日公布・環境省令第1号)

令和2年1月
環境省
環境再生・資源循環局

1. 改正の趣旨

- 廃棄物処理法第15条の2の5の規定により、産業廃棄物処理施設の設置者が、一般廃棄物のうち産業廃棄物処理施設で処理される産業廃棄物と同様の性状を有するものとして環境省令(廃棄物処理法施行規則第12条の7の16)で定めるものを処理しようとする場合には、都道府県知事に事前に届出をすれば、当該産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設とみなし、一般廃棄物を処理することができることとされている(非常災害時は、処理開始後、遅滞なく届け出れば足りる。)
- 令和元年台風第19号及び同年台風第21号(以下「本件台風」という。)により、被災地域においては大量の災害廃棄物が発生しており、災害廃棄物(一般廃棄物)のうち、大量に発生したコンクリートくず等を迅速に処理するため、「令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令(令和元年11月1日公布・環境省令第13号)」(以下「特例省令」という。)を制定し、安定型最終処分場の設置者が、本件台風により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合について、当該処分場において、本件台風により生じた一般廃棄物(発生地域は指定)を処理する場合に限り、都道府県知事に届出をすることにより、当該処分場を一般廃棄物最終処分場とみなすことができることとする特例措置を講じている(有効期間は令和3年10月31日まで)。
- 本件台風により、被災地域において、廃油、廃酸又は廃アルカリ(ポリタンクに入ったもの)、それらが混ざった汚泥が災害廃棄物として発生しているところ、これらは一般廃棄物処理施設での処理が困難であるため、処理が可能な産業廃棄物処理施設において処理する必要がある。
- 汚泥、廃油、廃酸又は廃アルカリ(以下「汚泥等」という。)は、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16の対象とはなっておらず、災害廃棄物として発生したこれらを産業廃棄物処理施設で処理する場合には、一般廃棄物処理施設の設置許可が必要であり、その取得には時間を要する。
- 生活環境保全上の観点から、災害廃棄物を迅速に処理するために、特例省令の対象範囲を以下のとおり改正することで、汚泥等の産業廃棄物処理施設の設置者が、都道府県知事への届出

を行うことにより、当該処理施設を一般廃棄物処理施設とみなすことができることとし、手続きの簡素化を図ることとする。

2. 改正の内容

- 特例省令第2条第1項において特例の対象となる産業廃棄物処理施設の種類及び同施設において処理する一般廃棄物（令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により生じた一般廃棄物（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県又は長野県の区域内において生じたものに限る。）に限る。）について以下のとおり追加する。

産業廃棄物処理施設の種類	一般廃棄物
汚泥の脱水施設	汚泥
汚泥の乾燥施設	汚泥
汚泥の焼却施設	汚泥
廃油の油水分離施設	廃油
廃油の焼却施設	廃油
廃酸又は廃アルカリの中和施設	廃酸又は廃アルカリ
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物
廃酸又は廃アルカリの焼却施設	廃酸又は廃アルカリ

3. 施行の日

公布の日

環循適発第 2001071 号
環循規発第 2001072 号
令和 2 年 1 月 7 日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
（ 公 印 省 略 ）

廃棄物規制課長
（ 公 印 省 略 ）

令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について（通知）

令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令（令和 2 年環境省令第 1 号）が、令和 2 年 1 月 7 日に公布され、同日施行された。

ついては、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

「令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（令和元年 11 月 1 日公布・環境省令第 13 号）」（以下「特例省令」という。）において、特例措置の対象に安定型最終処分場を追加しているところ、令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により、被災地においては、汚泥、廃油、廃酸又は廃アルカリ（以下「汚泥等」という。）が災害廃棄物として発生しておりその適正・迅速な処理が求められるため、当該特例措置の対象として、汚泥等の中間処理施設を追加することとした。

第二 改正の内容

特例省令第 2 条第 1 項において特例の対象となる産業廃棄物処理施設の種類及び同施

設において処理する一般廃棄物（令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により生じた一般廃棄物（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県又は長野県の区域内において生じたものに限る。）に限る。）について以下のとおり追加する。

産業廃棄物処理施設の種類	一般廃棄物
汚泥の脱水施設	汚泥
汚泥の乾燥施設	汚泥
汚泥の焼却施設	汚泥
廃油の油水分離施設	廃油
廃油の焼却施設	廃油
廃酸又は廃アルカリの中和施設	廃酸又は廃アルカリ
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物
廃酸又は廃アルカリの焼却施設	廃酸又は廃アルカリ

第三 留意事項

今回の特例省令により追加された産業廃棄物処理施設を有する産業廃棄物処分業者から、災害廃棄物である汚泥等を処理する目的でなされる廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 に基づく届出を受理した際には、処理しようとする災害廃棄物の排出元が不明である場合があること、その性状が多様であることを踏まえ、届出をした者に対し、処理しようとする災害廃棄物の性状確認について十分留意し、その処理に際し生活環境保全上の支障を生ずることのないよう指導されたい。また、届出をした者による不適正処理が生じるおそれがある場合は、遅滞なく改善に向けた指導を行うこと。

第四 その他

その他の事項については、「令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について（通知）」（令和元年 11 月 1 日付け環循適発第 1911011 号・環循規発第 1911011 号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）（別添）を参照されたいこと。

○環境省令第一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）を実施するため、令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月七日

環境大臣 小泉進次郎

令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令

令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（令和元年環境省令第十三号）の一部を次のように改正する

○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>（令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の特例）</p> <p>第二条 産業廃棄物処理施設の設置者が、令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理をその処理施設において行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号</p>	<p>（令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の特例）</p> <p>第二条 産業廃棄物処理施設の設置者が、令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理をその処理施設において行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号</p>

。以下「規則」という。）第十二条の七の十六第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一 汚泥の脱水施設 汚泥（令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により生じた一般廃棄物（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県又は長野県の区域内において生じたものに限る。）に限る。以下同じ。）

二 汚泥の乾燥施設 汚泥

三 汚泥の焼却施設 汚泥

四 廃油の油水分離施設 廃油（令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により生じた一般廃棄物（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県又は長野県の区域内において生じたものに限る。）に限る。以下同じ。）

五 廃油の焼却施設 廃油

六 廃酸又は廃アルカリの中和施設 廃酸又は廃アルカリ（令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により生じた一般廃棄物（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県又は長野県の区域内において

。以下「規則」という。）第十二条の七の十六第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

生じたものに限る。)に限る。以下同じ。)

七〇十 (略)

十一 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物

(令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により生じた一般廃棄物(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県又は長野県の区域内において生じたものに限る。)に限る。)

十二 (略)

十三 法第二条第四項第一号のうち廃酸及び廃アルカリ並びに令第二条第一号から第四号の二まで及び第十一号に掲げる廃棄物の焼却施設 廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体

十四〇十六 (略)

2 前項の規定が適用される場合における規則第十二条の七の十六第二項及び第十二条の七の十七の規定の適用については、規則第十二条の七の十六第二項中「前項第一号から第五号まで」とあるのは「令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省

一〇四 (略)

(新規)

五 (略)

六 令第二条第一号から第四号の二まで及び第十一号に掲げる廃棄物の焼却施設 紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体

七〇九 (略)

2 前項の規定が適用される場合における規則第十二条の七の十六第二項及び第十二条の七の十七の規定の適用については、規則第十二条の七の十六第二項中「前項第一号から第五号まで」とあるのは「令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省

令（令和元年環境省令第十三号）第二条第一項第一号から第十
三号まで」と、規則第十二条の七の十七中「前条第一項第四号
の二」とあるのは「令和元年台風第十九号及び同年台風第二十
一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係
る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の
十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関
する省令（令和元年環境省令第十三号）第二条第一項第十二号
」と、「前条第一項第五号の二又は第六号」とあるのは「令和
元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要とな
った一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃
に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環
境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（令和元年環境
省令第十三号）第二条第一項第十四号又は第十六号」とする。

令（令和元年環境省令第十三号）第二条第一項第一号から第六
号まで」と、規則第十二条の七の十七中「前条第一項第四号の
二」とあるのは「令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一
号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十
六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関す
る省令（令和元年環境省令第十三号）第二条第一項第五号」と
、「前条第一項第五号の二又は第六号」とあるのは「令和元年
台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった
一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関
する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省
令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（令和元年環境省令
第十三号）第二条第一項第七号又は第九号」とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

環循適発第 1911011 号
環循規発第 1911011 号
令和元年 11 月 1 日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
（公印省略）

廃棄物規制課長
（公印省略）

令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について（通知）

令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（令和元年環境省令第 13 号。以下「特例省令」という。）が、令和元年 11 月 1 日に公布され、同日施行された。

ついては、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 制定の趣旨

令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号の発生に伴い、被災地域においては、膨大な量の廃棄物が発生しており、それらの中には、家屋等の損壊により、コンクリートの破片等が一般廃棄物として排出されたものが大量に含まれている。そのため、これらのコンクリートの破片等の迅速かつ円滑な処理を進めるための特例措置を講じたものである。

第二 制度の内容

安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 7 条第 14 号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。以下同じ。）の設置者が、当該安定型最終処分場において令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合については、廃棄物の処

理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定に基づき都道府県知事に届け出ることにより、法第 8 条第 1 項の許可を受けずに、当該安定型最終処分場を一般廃棄物処理施設として設置することができ、安定型産業廃棄物（令第 6 条第 1 項第 3 号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。）と同様の性状を有する一般廃棄物を処理することができることとしたこと（特例省令第 2 条第 8 号）。

なお、法第 15 条の 2 の 5 第 1 項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもって足りる（同条第 2 項）。

1 特例省令の対象となる場合について

特例省令の対象は、安定型最終処分場の設置者が、その処理施設において、令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に限定されていること。令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合とは、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び長野県の区域内の市町村の委託を受けて令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により生じた一般廃棄物の処理を行う場合のほか、当該市町村の指揮監督の下にこれらの処理を行う場合をいうこと。したがって、安定型最終処分場の設置者から法第 15 条の 2 の 5 第 1 項の届出があった場合には、当該届出をした者に対し、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び長野県の区域内の市町村との処理に係る契約書等を確認する等、当該届出に係る処理が令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に該当することを確認した上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 12 条の 7 の 17 第 4 項の受理書を交付すること。

2 特例安定型最終処分場において処理できる一般廃棄物について

特例省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された安定型最終処分場（以下「特例安定型最終処分場」という。）において処理できる一般廃棄物は、安定型産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物（当該特例安定型最終処分場に係る法第 15 条第 1 項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものであるものに限る。）に限定されていること。

具体的には、以下の(1)から(3)までのいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）であること。

- (1) 令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により生じた一般廃棄物（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び長野県の区域内において生じたものに限る。）
- (2) 次のいずれかに該当する一般廃棄物
 - ① 廃プラスチック類
 - ② ゴムくず
 - ③ 金属くず

- ④ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）
- ⑤ コンクリートの破片その他これに類する不要物
- (3) 次に掲げるものが混入し、又は付着しないように分別された一般廃棄物であつて、当該分別後の保管、運搬又は処分の際にこれらのものが混入し、又は付着したことがないもの
 - ① 令別表第五の下欄に掲げる物質。具体的には、以下の物質をいうこと。
水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、一・四―ジオキサン及びダイオキシン類
 - ② 有機性の物質
 - ③ 建築物その他の工作物に用いられる材料であつて石綿を吹きつけられたもの若しくは石綿を含むもの（次に掲げるものに限る。）又は当該材料から除去された石綿
 - ア 石綿保温材
 - イ けいそう土保温材
 - ウ パーライト保温材
 - エ 人の接触、気流及び振動等によりアからウまでに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物について、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法としては、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法」（平成 10 年環境庁告示第 34 号）を参考にされたいこと。なお、(3)③の「当該材料から除去された石綿」には、家屋等の損壊によりはく離した石綿を含むこと。

3 特例安定型最終処分場に係る維持管理基準等について

特例安定型最終処分場については、当該処分場において処理した一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物最終処分場の維持管理基準及び廃止基準が適用されること（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）第 2 条第 4 項）。また、当該処分場の設置者に課せられる維持管理情報の公表・記録の閲覧の義務の履行に当たっては、当該施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物とみなされた一般廃棄物に係る維持管理情報についてもあわせて公表・閲覧する必要があること（規則第 12 条の 7 の 18）。

4 特例安定型最終処分場において処理する一般廃棄物に係る処理基準について

特例安定型最終処分場において処理する一般廃棄物については、一般廃棄物の処理

基準が適用されること（令第3条第3号）。

5 特例省令の有効期間について

本特例省令は、令和3年10月31日に失効すること。そのため、特例省令の失効後、特例安定型最終処分場を法第15条の2の5第1項の届出に係る一般廃棄物の埋立処分の用に供する場合には、法第8条第1項の一般廃棄物処理施設の設置許可を受ける必要があること。

第三 その他

令和元年台風第19号及び同年台風第21号により生じた一般廃棄物の適正処理を確保するため、特例安定型最終処分場に対して、定期的に報告徴収・立入検査を実施されたいこと。実施に当たっては、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び長野県の区域内の市町村との処理に係る契約書等の関係書類、維持管理情報の記録及び実際に処理されている一般廃棄物の種類の確認等により、法第15条の2の5第1項の届出に係る一般廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを確認すること。当該届出に係る一般廃棄物以外の一般廃棄物の処理が行われている等、不適正な処理が行われていることを確認した場合には、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたいこと。